



流 福 審 第 9 号
令和 8 年 8 月 2 6 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会
会 長 中 登



第 5 期流山市地域福祉計画の策定について（答申）

令和 8 年 4 月 2 7 日付け流福第 1 2 号で諮問のあったこのこと
について、下記のとおり答申します。

記

地域福祉計画の基本理念「できることから始めよう みんなで
高める地域のチカラ～みんなが住み続けたいまち ながれやま～」
を実践するにあたっては、「自助」「共助」「公助」の視点に基
づき、住民やあらゆる主体が地域でつながり身近な活動に「自分
ごと」として参加できるよう取り組んでください。

- 1) 障害者や高齢者など配慮を必要とする方も誰一人取り残す
ことがないよう、誰もが身近な活動に参加しやすい仕組み・
配慮に取り組んでください。また、視覚的・聴覚的・言語的
なアクセスや利用の容易さに配慮し、必要な人に情報が行き
渡るよう配慮してください。
- 2) 生きづらさ包括支援事業（重層的支援体制整備事業）につい
ては、社会的孤立の状態にある人・家族に支援がつながりや
すいよう、「よりそいサポートセンター」等の支援機関同士
の連携に加えて、支援者側から出向くアウトリーチや分かり
やすい周知にも取り組んでください。
- 3) 再犯防止推進は、就労支援や雇用の確保はもとより、過ちを
犯し更生を志す人々が再び社会の一員として歩みだせるよ
う、排除をしない寛容な風土の醸成にも取り組んでください。
- 4) 移動手段の確保、終身サポート、災害時の福祉的支援などの
新たな地域課題には、医療・保健・福祉・防災分野だけでな
く庁内外の様々な分野・機関・民間事業者との連携が不可欠
であることから、地域内での連携を一層密にして事業を進め
てください。